

事 務 連 絡

平成 26 年 12 月 24 日

都道府県・政令指定都市 消費者行政担当 御中

独立行政法人国民生活センター 担当 御中

消費者庁消費者安全課

家庭用ヒートポンプ給湯機に関する事故等原因調査報告について（情報提供）

消費者庁の消費者安全行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、消費者庁消費者安全調査委員会により、家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動による健康被害に関する事故等原因調査報告書が取りまとめられましたので、参考資料を送付いたします。

報告書では、「据付けガイドブック」や「地方公共団体による低周波音の測定」等により、ヒートポンプ給湯機の移設が実現し、相談者の状況が改善した事例が掲載されています。

（事例 1）据付けガイドブックの活用事例

平成 23 年 11 月、60 歳代の女性の寝室から 3.5m 程度離れた場所（隣家）に設置されたヒートポンプ給湯機が運転を開始した。その日の夜以降、女性は運転音に悩まされて不眠を訴えるようになった。地方公共団体の環境課に相談し、その担当者から提供された据付けガイドブックを持って改めて隣家に示したところ理解が得られ、平成 24 年 6 月に、女性の住宅の反対側の道路に向けた位置（寝室から約 9 m 離れた場所）にヒートポンプユニットが移動された。その結果、不眠の症状は解消した。

（事例 2）地方公共団体による低周波音の測定事例

平成 22 年 11 月、夫妻が、隣家の家庭用ヒートポンプ給湯機からの音で困っており、特に早朝 3 時頃が一番強く感じる旨の相談を地方公共団体の環境担当に行った。地方公共団体が音測定を実施した結果、夫妻が最も音を感じるというリビングで、参照値を上回る低周波音を確認した。地方公共団体は、その測定結果を夫妻と所有者に説明し、製造事業者にも連絡を取り、早急な対応を要請した。同年 12 月に製造事業者によって機器が移設され、その後の室内での測定では、低周波音の音圧レ

ベルが低下し、夫妻も納得した。

各地方公共団体において、低周波音の測定等の実施状況は異なりますので、以上の事例を参考にしつつ、各地方公共団体の環境担当等と連携し、関連する相談に御対応いただきますようお願いいたします。

また、調査報告書の概要及び一般社団法人日本冷凍空調工業会の据付けガイドブックを送付いたしますので、ご参考にしてください。

併せて、本事務連絡の内容につきましては、貴地方公共団体管内の関連部局及び市区町村へもご周知くださいますよう、お願いいたします。

【添付資料】

- ・参考1 「消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書【概要】
－家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの申出事案－」
(平成26年12月19日 消費者安全調査委員会)
http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/2_houkoku_gaiyou.pdf
- ・参考2 「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」
(一般社団法人日本冷凍空調工業会)
http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html